

# 四半期報告書

(平成22年度第1四半期)

自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日

株式会社**商船三井**

本店 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(E04236)

# 目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報 .....	1
第1	企業の概況 .....	1
1	主要な経営指標等の推移 .....	1
2	事業の内容 .....	1
3	関係会社の状況 .....	2
4	従業員の状況 .....	3
第2	事業の状況 .....	4
1	生産、受注及び販売の状況 .....	4
2	事業等のリスク .....	4
3	経営上の重要な契約等 .....	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	5
第3	設備の状況 .....	8
第4	提出会社の状況 .....	9
1	株式等の状況 .....	9
(1)	株式の総数等 .....	9
(2)	新株予約権等の状況 .....	9
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	20
(4)	ライツプランの内容 .....	20
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移 .....	21
(6)	大株主の状況 .....	21
(7)	議決権の状況 .....	21
2	株価の推移 .....	22
3	役員の状況 .....	22
第5	経理の状況 .....	23
1	四半期連結財務諸表 .....	24
(1)	四半期連結損益計算書 .....	24
(2)	四半期連結貸借対照表 .....	25
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	27
2	その他 .....	38
第二部	提出会社の保証会社等の情報 .....	39

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【四半期会計期間】	平成22年度第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 武藤 光一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京（03）3587局7026番(代表) 東京（03）3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 昌明、経理部長 堀口 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京(03)3587局7026番(代表) 東京(03)3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 昌明、経理部長 堀口 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社 商船三井 関西支店 （大阪市北区中之島三丁目3番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	297,472	396,982	1,347,964
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△11,499	39,249	24,234
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△13,014	20,822	12,722
純資産額(百万円)	733,011	725,405	735,702
総資産額(百万円)	1,827,728	1,874,002	1,861,312
1株当たり純資産額(円)	551.38	544.18	551.70
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額(△)(円)	△10.88	17.42	10.63
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	—	16.79	10.25
自己資本比率(%)	36.10	34.71	35.43
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△332	46,783	93,428
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△62,936	△43,022	△133,483
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	51,880	△1,481	42,227
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	73,466	87,791	85,894
従業員数(人)	10,246	9,609	9,707

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 平成21年度第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社における異動もありません。

### 3【関係会社の状況】

(1) 当第1四半期連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
ANTHEM MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
BLACK PINE MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
CARINA MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
DICOT MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
ELEGANT LILY MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
MONOCOT MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
SIRIUS MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

(2) 当第1四半期連結会計期間において、新たに提出会社の持分法適用関連会社となった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
SRV JOINT GAS LIMITED その他1社	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	不定期専用 船事業	50.00	有	有	-	-

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

(3) 当第1四半期連結会計期間において、提出会社の持分法適用関連会社ではなくなった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
高松エクスプレス㈱	香川県高松市	96	フェリー・ 内航事業	40.00 (40.00)	-	-	-	-

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有権割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	9,609 （2,534）
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	930 （197）
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）はセグメントごとに提供するサービス内容は多種多様であります。従って、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であるため、それらをセグメントごとに金額、数量で示しておりません。

セグメントごとの売上高

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
不定期専用船事業 (百万円)	210,123	135.2
コンテナ船事業 (百万円)	146,880	140.8
フェリー・内航事業 (百万円)	12,230	99.3
関連事業 (百万円)	30,564	109.5
報告セグメント計 (百万円)	399,799	—
その他 (百万円)	3,493	69.1
調整額 (百万円)	(6,309)	—
合計 (百万円)	396,982	133.5

(注) 1. 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。これによるセグメントへ与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1)業績の状況

当第1四半期（平成22年4月1日から6月30日までの3ヶ月）の世界経済は、先進国では緩やかながら回復傾向を示し、中国をはじめとする新興国では力強い成長を続けました。米国では、高い失業率や住宅資産価値の目減りなどに抑制されながらも、オバマ政権の輸出拡大政策により緩やかに景気回復が進行しました。欧州では、域外経済の回復とユーロ安が輸出の回復をもたらしましたが、域内の財政問題顕在化と金融の混乱を受けて低成長となりました。中国は、金融危機後に導入した積極的な景気刺激策により不動産バブルが懸念されているものの前年比二桁の成長が見込まれ、6月単月の輸出額はリーマンショック以前の水準にまで回復しました。わが国においては、世界経済の持ち直しを受けて緩やかな景気回復傾向を持続したものの、欧州の財政不安に端を発した輸出量減少などの下振れリスクを抱えており、その回復も脆弱で緩慢なものとなっています。

海運市況に目を転じますと、ドライバルク船市況は、中国の鉄鉱石輸入動向の活発化を受けて、ケーブサイズは一時US\$60,000台を視う水準まで上昇しましたが、6月に入り同輸入量が鈍化傾向を示すとUS\$20,000台まで軟化しました。一方、油送船市況では、原油船は平成21年の安値水準から回復し堅調に推移しましたが、石油製品船は低迷しました。コンテナ船については、世界景気の回復傾向を背景に、荷動きが活発化、それによって船腹需給が引き締まり、運賃市況が復調しました。

原油価格は、リーマンショック以降に大幅に下落した後、前第1四半期から上昇傾向を維持し、4月上旬と5月上旬にはWTIで約1年半ぶりのUS\$87/バレル台をつけるなど、前年同期比で大きく上昇しました。船舶燃料油価格も、前年同期のUS\$313/MTから大幅に上昇し、当第1四半期実績平均はUS\$474/MTとなりました。一方、当第1四半期の平均為替レートは¥91.44/US\$となり、前年同期比で円高となりました。

これらの結果、当第1四半期会計期間の業績は、前年同期比で大幅に回復し、四半期ベースでは5期連続しての改善となりました。

当第1四半期連結会計期間の連結業績及び対前年同期比較は以下のとおりです。

	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	増減額/増減率
売上高(億円)	2,974	3,969	995 / 33.5%
営業損益(億円)	△122	390	513 / -%
経常損益(億円)	△114	392	507 / -%
四半期純損益(億円)	△130	208	338 / -%
為替レート(3ヶ月平均)	¥97.21/US\$	¥91.44/US\$	△¥5.77/US\$
船舶燃料油価格(3ヶ月平均)	US\$313/MT	US\$474/MT	US\$161/MT



また、セグメントごとの売上高、セグメント損益（経常損益）及び概況は次のとおりです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

セグメントの名称	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	増減額/増減率
不定期専用船事業	1,554	2,101	546 / 35.2%
	41	279	238 / 577.1%
コンテナ船事業	1,043	1,468	425 / 40.8%
	△200	85	285 / -%
フェリー・内航事業	123	122	△0 / △0.7%
	△8	△9	△0 / -%
関連事業	279	305	26 / 9.5%
	30	26	△4 / △14.3%
その他	50	34	△15 / △30.9%
	9	5	△4 / △45.5%

(注) 1. 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

2. 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。これによるセグメントへ与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

#### ①不定期専用船事業

##### <ドライバルク船>

ドライバルク船市況は、ケープサイズに関しては、平成21年度第4四半期期初より低調な水準にて推移しておりましたが、4月下旬から、ブラジル出し中国向け鉄鉱石の荷動きが活発化したことをうけて船腹需給が逼迫し、5月下旬から6月初めには一時US\$60,000台を覗く水準まで上昇しました。然しながら、6月に入ると、中国の鉄鉱石輸入量が前年同月比マイナスとなるなど荷動きが鈍化傾向を示したことから、US\$20,000台まで軟化しました。パナマックス以下の一般不定期船市況は、中国、インドの石炭、穀物の輸入荷動き増加などで5月まで安定的に推移しましたが、6月以降、夏季に中国向けの石炭、穀物などの荷動きが低調傾向となることを受けて、軟化基調となりました。以上の市況環境により変動する収益のほか、鉄鋼原料船、電力炭船、木材チップ船などの長期契約による安定収益を加え、当第1四半期では大幅な増益となりました。

##### <油送船・LNG船>

油送船部門については、原油船（VLCC）市況は平成21年に安値を記録したものの、平成22年に入ってから回復し、当第1四半期は堅調に推移しました。然しながら、石油製品船市況が、船腹供給圧力をうけて低迷し、当第1四半期は赤字となりました。

LNG船部門は長期契約による安定収益に引き続き支えられ、当第1四半期は堅調に推移しました。

##### <自動車船>

自動車船部門については、老齢余剰船腹の処分・返船により大幅減船を実施するなどの合理化努力を続けているなか、当第1四半期は、世界経済の緩やかな回復をうけた荷動きの復調が加わって黒字化を実現しました。

#### ②コンテナ船事業

コンテナ船事業については、平成20年度下期からの荷動きの低迷、運賃の下落傾向に合わせ、前年度（平成21年度）から、傭船の返船、余剰船の係船・停船・スクラップなどの実施によって船隊規模の適正化を図るとともに、本船の減速航行による燃料費削減、国内・海外組織の再編・要員適正化などの諸対策を実行し、コスト競争力の向上を推進してきました。当第1四半期では、これらの諸対策によるコスト削減に加えて、航路網の改編・拡充を行った結果、世界景気の回復による荷動き及び運賃市況の大幅改善により、黒字化を実現しました。

### ③フェリー・内航事業

フェリー事業については、高速道路料金の割引や景気低迷からの回復遅れによる旅客・貨物量の減少と船用燃料油価格の上昇が損益を圧迫し、前年同期比減益となりました。内航事業では前年同期に激減した鋼材などの荷動きが復調したことにより、前年同期比増益となったものの、フェリー・内航事業セグメント全体では前年同期を上回る赤字となりました。

### ④関連事業

主要子会社であるダイビル㈱を中心とする不動産事業については、平成22年4月の「青山ライズスクエア」の信託受益権取得や平成21年度における新築ビル竣工に伴う償却費等費用が増えたことなどから前年同期比減益となりましたが、業績は概ね堅調でした。また、旅行代理店業は、企業のビジネストラベルの復調と一般管理費削減努力などにより前年同期比増益となりました。客船事業においては、「にっぽん丸」が平成22年3月から営業航海を再開しましたが、本船の改装による償却費の増加によって減益となりました。商社事業については、減益となりましたが、業績は概ね堅調でした。これらの結果、関連事業セグメント全体の当第1四半期の利益は前年同期を若干下回りました。

### ⑤その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがありますが、当第1四半期は前年同期比減益となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ18億円増加し、877億円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は467億円（前年同四半期は3億円の支出）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益343億円によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は430億円（前年同四半期比199億円減）となりました。これは主に船舶を中心とした有形及び無形固定資産の取得による支出868億円、同有形及び無形固定資産の売却による収入436億円によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって支出された資金は14億円（前年同四半期は518億円の収入）となりました。これは主に長期借入れによる収入296億円、長期借入金の返済による支出554億円によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は59百万円となっております。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、当社グループにおける主要な設備の異動は次の通りであります。

##### ①船舶

当第1四半期連結会計期間において、4隻（480千重量トン）が竣工し、4隻（45千重量トン）を購入しました。

一方、船隊の若返りと競争力を高めるため6隻（323千重量トン）の老朽船等を売却等いたしました。

##### 所有船舶の増減

	セグメントの名称	隻数	積載重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
増加	不定期専用船事業	6	368	18,512
	コンテナ船事業	2	157	24,694
	合計	8	525	43,207
減少	不定期専用船事業	5	318	1,523
	フェリー・内航事業	1	4	49
	合計	6	323	1,572

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

##### ②その他

(国内子会社)

新設	会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	帳簿価額 (百万円)			取得年月
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	合計	
	ダイビル㈱	青山ライズスクエア (東京都港区)	関連事業	7,156	31,224 (4,528)	38,380	平成22年 4月購入

除却	会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	帳簿価額 (百万円)			除却年月
				建物及び 構築物	その他	合計	
	ダイビル㈱	新ダイビル (大阪市北区)	関連事業	2,837	7	2,845	平成22年 6月除却

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### ①重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設及び除却等について、重要な変更はありません。

##### ②重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当第1四半期連結会計期間に完了したものは、(1)主要な設備の状況に記載のとおりであります。

##### ③重要な設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,154,000,000
計	3,154,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,206,286,115	1,206,286,115	東京、名古屋、大阪 (以上 市場第一部)、 福岡の各証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	1,206,286,115	1,206,286,115	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(転換社債型新株予約権付社債の権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ① 新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成14年6月25日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 264円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月26日から 平成24年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 264円 資本組入額 264円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。
3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成15年6月25日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	14個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 377円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月20日から 平成25年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 377円 資本組入額 377円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

<平成16年6月24日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	296個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	296,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 644円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成17年6月20日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 644円 資本組入額 644円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

<平成17年6月23日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	888個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	888,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 762円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成18年6月20日から 平成27年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 762円 資本組入額 762円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。

3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社役員及び当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	943個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	943,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。



<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,180個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,180,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	530個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	530,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,569円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,230個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,230,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,569円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	470個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 639円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成21年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,170個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,170,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 639円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

② 新株予約権付社債

平成18年3月29日に発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	49,030個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	44,358,997株
新株予約権の行使時の払込金額	1,105.3円 (注)
新株予約権の行使期間	平成18年4月12日から 平成23年3月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,105.3円 資本組入額 553円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
新株予約権付社債の残高	49,030百万円
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日 ～ 平成22年6月30日	—	1,206,286	—	65,400	—	44,371

## (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 12,812,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,184,064,000	1,184,064	同上
単元未満株式	普通株式 9,410,115	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,206,286,115	—	—
総株主の議決権	—	1,184,064	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株 (議決権の数24個) 含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社 商船三井	東京都港区虎ノ門 二丁目1番1号	10,124,000	—	10,124,000	0.84
大阪船舶株式会社	大阪市西区江戸堀 一丁目18番11号	144,000	—	144,000	0.01
第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富 二丁目14番4号	2,544,000	—	2,544,000	0.21
計	—	12,812,000	—	12,812,000	1.06

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が12,286株 (議決権の数12個) あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」及び「単元未満株式」に含まれております。



## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	714	685	671
最低（円）	659	593	585

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	297,472	396,982
売上原価	284,809	335,889
売上総利益	12,662	61,093
販売費及び一般管理費	※1 24,930	※1 21,994
営業利益又は営業損失 (△)	△12,267	39,099
営業外収益		
受取利息	726	260
受取配当金	1,483	1,317
持分法による投資利益	298	2,267
為替差益	646	—
デリバティブ評価益	365	—
その他営業外収益	1,499	696
営業外収益合計	5,020	4,542
営業外費用		
支払利息	3,711	2,931
為替差損	—	120
デリバティブ評価損	—	934
その他営業外費用	541	405
営業外費用合計	4,252	4,392
経常利益又は経常損失 (△)	△11,499	39,249
特別利益		
固定資産売却益	2,695	2,554
傭船解約金	31	—
特別修繕引当金戻入額	1,120	365
その他特別利益	117	108
特別利益合計	3,964	3,028
特別損失		
固定資産売却損	294	1,068
固定資産除却損	1,436	2,860
投資有価証券評価損	17	125
傭船解約金	6,356	3,413
貸倒引当金繰入額	27	—
特別退職金	8	—
その他特別損失	1,549	491
特別損失合計	9,689	7,959
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	△17,224	34,317
法人税等	△5,405	※2 13,111
少数株主損益調整前四半期純利益	—	21,205
少数株主利益	1,194	383
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△13,014	20,822

## (2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	55,036	44,147
受取手形及び営業未収金	127,854	117,483
有価証券	33,025	42,482
たな卸資産	※1 40,636	※1 38,531
繰延及び前払費用	54,464	52,538
繰延税金資産	7,045	5,459
その他流動資産	46,317	51,752
貸倒引当金	△401	△365
流動資産合計	363,978	352,030
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	691,243	661,716
建物及び構築物(純額)	139,024	136,690
機械装置及び運搬具(純額)	12,684	12,739
器具及び備品(純額)	4,638	4,790
土地	217,022	185,053
建設仮勘定	167,820	206,431
その他有形固定資産(純額)	1,543	1,753
有形固定資産合計	※2 1,233,979	※2 1,209,175
無形固定資産	9,307	9,079
投資その他の資産		
投資有価証券	190,138	210,373
長期貸付金	26,907	28,164
長期前払費用	22,527	21,327
繰延税金資産	5,681	5,509
その他長期資産	23,788	28,108
貸倒引当金	△2,307	△2,456
投資その他の資産合計	266,736	291,027
固定資産合計	1,510,023	1,509,282
資産合計	1,874,002	1,861,312

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	116,103	114,352
社債短期償還金	53,675	55,998
短期借入金	101,581	99,393
未払法人税等	8,067	3,719
前受金	23,748	23,033
繰延税金負債	196	205
引当金		
賞与引当金	2,612	4,279
役員賞与引当金	17	162
事業整理損失引当金	12	4
引当金計	2,643	4,446
コマーシャル・ペーパー	15,500	8,500
その他流動負債	54,884	45,535
流動負債合計	376,400	355,185
固定負債		
社債	171,974	153,425
長期借入金	424,689	441,285
繰延税金負債	31,193	47,192
引当金		
退職給付引当金	14,639	15,052
役員退職慰労引当金	1,940	2,044
特別修繕引当金	18,414	18,709
引当金計	34,993	35,806
その他固定負債	109,344	92,715
固定負債合計	772,196	770,424
負債合計	1,148,596	1,125,609
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	44,522	44,522
利益剰余金	633,419	616,736
自己株式	△7,136	△7,126
株主資本合計	736,205	719,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,555	20,999
繰延ヘッジ損益	△71,320	△45,454
為替換算調整勘定	△24,937	△35,569
評価・換算差額等合計	△85,701	△60,024
新株予約権	1,523	1,523
少数株主持分	73,378	74,670
純資産合計	725,405	735,702
負債純資産合計	1,874,002	1,861,312

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△17,224	34,317
減価償却費	21,697	19,823
持分法による投資損益(△は益)	△298	△2,267
投資有価証券評価損益(△は益)	17	125
引当金の増減額(△は減少)	△1,576	△2,755
受取利息及び受取配当金	△2,210	△1,577
支払利息	3,711	2,931
投資有価証券売却損益(△は益)	△12	6
有形固定資産除売却損益(△は益)	△964	1,374
為替差損益(△は益)	1,174	408
売上債権の増減額(△は増加)	21,320	△10,311
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,056	△2,075
仕入債務の増減額(△は減少)	△9,057	1,885
その他	△6,099	12,657
小計	7,419	54,542
利息及び配当金の受取額	2,333	2,286
利息の支払額	△4,306	△3,337
法人税等の支払額	△5,778	△6,708
営業活動によるキャッシュ・フロー	△332	46,783
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	△1,472	△402
投資有価証券の売却及び償還による収入	129	676
有形及び無形固定資産の取得による支出	△71,112	△86,898
有形及び無形固定資産の売却による収入	10,026	43,608
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,033	—
短期貸付金の純増減額(△は増加)	△1,008	△18
長期貸付けによる支出	△396	△948
長期貸付金の回収による収入	1,471	946
その他	△1,608	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△62,936	△43,022
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期社債の純増減額(△は減少)	608	△1,087
短期借入金の純増減額(△は減少)	△18,039	5,894
コマーシャル・ペーパーの純増減額(△は減少)	△20,000	7,000
長期借入れによる収入	85,192	29,614
長期借入金の返済による支出	△20,570	△55,452
社債の発行による収入	50,188	20,000
社債の償還による支出	△5,447	△2,898
自己株式の取得による支出	△31	△12
自己株式の売却による収入	13	2
配当金の支払額	△18,571	△3,593
少数株主への配当金の支払額	△1,290	△643
その他	△172	△304
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,880	△1,481

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,660	△381
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△9,727	1,897
現金及び現金同等物の期首残高	83,194	85,894
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	0	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 73,466	※ 87,791

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、ANTHEM MARITIME INC.を含む7社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 281社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、SRV JOINT GAS LIMITEDを含む2社は重要性が増したため持分法適用の範囲に含めております。 また、高松エクスプレス㈱は当第1四半期連結会計期間において株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 57社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による影響は軽微であります。</p>



【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	
前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「特別退職金」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第1四半期連結累計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。	
なお、当第1四半期連結累計期間の「特別退職金」は1百万円であります。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(耐用年数の変更)	
当社船隊にLNG船が加わってから20年超経過し、LNG船の使用実績データが十分に入手可能となったことを契機にLNG船の使用可能予測期間を見直したところ、従来採用の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、当連結会計年度から実績に基づく使用可能予想期間による耐用年数である20年を採用することとしました。	
この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益が1,511百万円それぞれ増加しております。	

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)																				
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通り であります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬及び従業員給与</td> <td style="text-align: right;">10,835</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">992</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,506</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">66</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">159</td> </tr> </table>	役員報酬及び従業員給与	10,835	退職給付費用	992	賞与引当金繰入額	1,506	役員賞与引当金繰入額	66	役員退職慰労引当金繰入額	159	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通り であります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬及び従業員給与</td> <td style="text-align: right;">10,649</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">△334</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,121</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">148</td> </tr> </table> <p>※2 法人税等には過年度法人税等が5,329百万円含まれて おります。</p> <p>過年度法人税等は、主に当社と米国子会社との間の 荷役取引に関する法人税の更正処分（移転価格及び寄 付金課税）によるものであります。</p>	役員報酬及び従業員給与	10,649	退職給付費用	△334	賞与引当金繰入額	1,121	役員賞与引当金繰入額	15	役員退職慰労引当金繰入額	148
役員報酬及び従業員給与	10,835																				
退職給付費用	992																				
賞与引当金繰入額	1,506																				
役員賞与引当金繰入額	66																				
役員退職慰労引当金繰入額	159																				
役員報酬及び従業員給与	10,649																				
退職給付費用	△334																				
賞与引当金繰入額	1,121																				
役員賞与引当金繰入額	15																				
役員退職慰労引当金繰入額	148																				

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
※1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)			※1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)		
原材料及び貯蔵品	39,533		原材料及び貯蔵品	37,514	
その他	1,102		その他	1,017	
※2 有形固定資産の減価償却累計額 726,459百万円			※2 有形固定資産の減価償却累計額 722,192百万円		
3 偶発債務 保証債務等			3 偶発債務 保証債務等		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	15,607 (US\$176,400千)	船舶設備資金借入金	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	16,412 (US\$176,400千)	船舶設備資金借入金
JOINT GAS TWO LTD.	10,209 (US\$115,384千)	支払備船料他	JOINT GAS TWO LTD.	10,264 (US\$110,324千)	支払備船料他
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	9,687 (US\$109,485千)	船舶設備資金借入金他	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	9,546 (US\$102,604千)	船舶設備資金借入金他
JOINT GAS LTD.	6,992 (US\$79,031千)	支払備船料他	JOINT GAS LTD.	7,084 (US\$76,139千)	支払備船料他
MONTERIGGIONI INC.	6,429 (US\$72,669千)	支払備船料他	MONTERIGGIONI INC.	6,424 (US\$68,960千)	支払備船料他
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	4,256	船舶設備資金借入金	MAPLE LNG TRANSPORT INC.	4,378	船舶設備資金借入金
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 2) LTD.	3,653 (US\$41,297千)	金利スワップ関連他	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 2) LTD.	3,626 (US\$38,980千)	金利スワップ関連他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.	3,393 (US\$38,354千)	船舶設備資金借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.	3,513 (US\$37,764千)	船舶設備資金借入金他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.	3,358 (US\$37,956千)	船舶設備資金借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.	3,479 (US\$37,396千)	船舶設備資金借入金他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.	3,349 (US\$37,852千)	船舶設備資金借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.	3,476 (US\$37,368千)	船舶設備資金借入金他
CAMARTINA SHIPPING INC.	3,178 (US\$35,928千)	船舶設備資金借入金	CAMARTINA SHIPPING INC.	3,344 (US\$35,947千)	船舶設備資金借入金
DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	3,114 (US\$35,200千)	船舶設備資金借入金	DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	3,334 (US\$35,840千)	船舶設備資金借入金

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	2,547	船舶購入資金 借入金	LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	2,547	船舶購入資金 借入金
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	2,368 (US\$26,766千)	船舶設備資金 借入金	HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	2,535 (US\$27,253千)	船舶設備資金 借入金
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	2,313 (US\$26,142千)	船舶設備資金 借入金	RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	2,475 (US\$26,606千)	船舶設備資金 借入金
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	2,105 (US\$23,800千)	船舶設備資金 借入金	AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	2,214 (US\$23,800千)	船舶設備資金 借入金
従業員	1,642	住宅・教育ロ ーン	従業員	1,646	住宅・教育ロ ーン
(株)ワールド流通 センター	1,298	倉庫建設資金 借入金	(株)ワールド流通 センター	1,343	倉庫建設資金 借入金
その他(31件)	4,214 (US\$24,276千他)		その他(33件)	4,304 (US\$23,757千他)	
合計(円貨) 合計 (外貨/内数)	89,723 (US\$880,544千他)		合計(円貨) 合計 (外貨/内数)	91,953 (US\$859,143千他)	
<p>※保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$880,544千他の円貨額は 78,128百万円であります。 上記のうち再保証額は15百万円であります。</p>			<p>※保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$859,143千他の円貨額は 80,209百万円であります。 上記のうち再保証額は32百万円であります。</p>		
(百万円)			(百万円)		
連帯債務のうち他の連帯債務者負担額		5,596	連帯債務のうち他の連帯債務者負担額		7,909

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 74,611	現金及び預金勘定 55,036
預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta 1,145$	預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta 244$
<u>現金及び現金同等物 73,466</u>	<u>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券 33,000</u>
	<u>現金及び現金同等物 87,791</u>

## (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,206,286千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,893千株

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,523百万円

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,588	3.0	平成22年3月31日	平成22年6月23日	利益剰余金

## (セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	154,909	103,967	12,269	23,962	2,363	297,472	—	297,472
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	547	366	48	3,950	2,694	7,607	(7,607)	—
計	155,457	104,333	12,317	27,913	5,057	305,079	(7,607)	297,472
営業利益又は損失(△)	4,328	△19,781	△847	2,691	1,460	△12,148	(119)	△12,267
経常利益又は損失(△)	4,133	△20,037	△898	3,059	952	△12,791	1,291	△11,499

## (注) 1. 各事業区分に属する主要な事業

事業区分	主 要 な 事 業
不定期専用船事業	船舶運航業、貸船業、船舶管理業、運送代理店業
コンテナ船事業	船舶運航業、貸船業、コンテナターミナル業、運送代理店業、貨物運送取扱業
フェリー・内航事業	フェリー及び内航海運業、貨物運送取扱業
関連事業	不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、その他
その他事業	船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業、その他

## 2. 事業区分の変更

事業区分の方法については、従来6区分としておりましたが、コンテナ船事業とロジスティクス事業のシナジー強化の目的で、当社が当期に「ロジスティクス事業部」を「定航部」に統合した事に伴い、従来、独立の事業区分でありました「ロジスティクス事業」を「コンテナ船事業」に含め、当連結会計年度より、5区分に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を当第1四半期連結累計期間において用いた事業区分の方法により区分すると次のようになります。

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	272,255	186,362	13,689	32,688	2,513	507,509	—	507,509
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	790	1,039	35	6,008	3,653	11,527	(11,527)	—
計	273,046	187,401	13,724	38,696	6,167	519,037	(11,527)	507,509
営業利益又は損失(△)	72,178	△3,302	△398	3,394	1,789	73,660	(442)	73,218
経常利益又は損失(△)	75,068	△1,792	△576	3,837	1,269	77,806	4,456	82,263

【所在地別セグメント情報】

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	282,941	5,870	2,823	5,757	78	297,472	—	297,472
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,890	3,921	2,658	2,034	1,308	11,813	(11,813)	—
計	284,832	9,792	5,482	7,792	1,386	309,285	(11,813)	297,472
営業利益又は損失(△)	△13,879	1,183	686	79	22	△11,907	(360)	△12,267
経常利益又は損失(△)	△10,581	1,173	245	167	25	△8,969	(2,530)	△11,499

- (注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。  
 2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米……………米国、カナダ  
 (2) 欧州……………英国、オランダなど欧州諸国  
 (3) アジア……………中近東、中国などアジア諸国  
 (4) その他……………中南米、アフリカ、オセアニア諸国  
 3. 「日本」のセグメントに属する連結子会社には、「日本」の売上に対応する営業費用を有する在外子会社を含みます。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	北米	欧州	アジア	中南米	オセアニア	その他	計
I 海外売上高(百万円)	58,005	37,859	65,314	31,609	48,098	18,694	259,581
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	—	—	297,472
III 海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	19.5	12.7	22.0	10.6	16.2	6.3	87.3

- (注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。  
 2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次の通りであります。  
 (1) 北米……………米国、カナダ  
 (2) 欧州……………英国、オランダなど欧州諸国  
 (3) アジア……………中近東、中国などアジア諸国  
 (4) 中南米……………ブラジル、チリなど中南米諸国  
 (5) オセアニア……………オーストラリアなどオセアニア諸国  
 (6) その他……………上記以外  
 3. 海外売上高の主なものは外航に係る海運業収益であります。

## 【セグメント情報】

### 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業を中心に事業活動を展開しております。なお、「不定期専用船事業」、「コンテナ船事業」、「フェリー・内航事業」及び「関連事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不定期専用船事業」は、ドライバルク船、油送船、LNG船、自動車専用船等の不定期専用船を保有、運航しております。「コンテナ船事業」は、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、運送代理店の展開などによりコンテナ定期航路を運営し、貨物輸送を行っております。また、ロジスティクス事業も行っております。「フェリー・内航事業」は、フェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。また、内航貨物輸送も行っております。「関連事業」は、不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、建設業、人材派遣業などを営んでおります。

### 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	不定期専用船事業	コンテナ船事業	フェリー・内航事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	209,812	146,435	12,182	26,697	395,128	1,853	396,982	-	396,982
セグメント間の内部売上高又は振替高	310	444	48	3,866	4,670	1,639	6,309	(6,309)	-
計	210,123	146,880	12,230	30,564	399,799	3,493	403,292	(6,309)	396,982
セグメント利益又は損失(△)	27,986	8,526	△950	2,622	38,184	519	38,703	545	39,249

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額545百万円には、セグメント間取引消去△3百万円及び各報告セグメントに配賦しえない全社収益及び全社費用548百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

### (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。



(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	544.18円	1株当たり純資産額	551.70円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	10.88円	1株当たり四半期純利益金額	17.42円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16.79円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△13,014	20,822
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△13,014	20,822
期中平均株式数(千株)	1,196,612	1,195,399
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	44,419
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 21年 8月 14日

株式会社商船三井  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、船上コンテナ・スペース相互融通取引に係る未収金及び未払金を相手先毎に相殺表示する会計処理方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 22年 8月 16日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 興直 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。